議案第14号

杉並区行政不服審査会条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区行政不服審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81条第4項の規定に基づき、杉並区行政不服審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 審査会は、委員3人をもって組織する。
- 2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、 法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 3 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くこ とができる。
- 4 専門委員は、区長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 専門委員の任期は、当該専門の事項の調査期間とする。

(会長)

- 第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 審査会は、会長が招集する。

(定足数)

第5条 審査会は、2人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

(会議の非公開)

第6条 審査会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第7条 審査会の委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 その職を退いた後も、同様とする。

(手数料等)

- 第8条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付に 係る手数料は、無料とする。
- 2 前項に規定する交付に要する費用は、当該交付を受ける審査請求人又は参加人 (法第13条第4項に規定する参加人をいう。)の負担とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

(罰則)

第10条 第7条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 に処する。

附則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年杉並区 条例第31号)の一部を次のように改正する。



(提案理由)

行政不服審査会を設置する等の必要がある。